

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
11月28日
(金曜日)

目次

告示
 県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示の一部改正(森林整備課)……………一
 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………二
 海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課)……………五
 海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課)……………五
 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示の一部改正(二件)(監理課)……………五
 道路の区域の変更(道路整備課)……………六
 道路の供用の開始(道路整備課)……………六
 河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)……………六
 公告
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………七
 准看護師試験の実施(医務保険課)……………七
 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定(障害者支援課)……………八
 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………八
 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………九
 土地改良区役員の届出(農村整備課)……………九
 県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業の換地処分(農村整備課)……………九
 公共測量の実施の終了(監理課)……………〇
 公安委告示
 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催……………〇

山口県告示第五百五十九号

県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十年山口県告示第四百二十二号)の一部を次のように改正し、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

二の(一)の2の(4)中「社団法人日本森林技術協会」の下に「(昭和十三年二月二十八日に社団法人興林会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

山口県告示第五百六十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 届出事項

加入区	住 居	発 起 人	所 氏 名
柳井加入区	柳井市伊保庄一九二一の二二	酒井 悌次	山口県漁業協同組合
"	柳井三三五の五	鈴木 勲	山口県漁業協同組合

漁船損害等補償法第百二十三条第一項の届出をする漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
柳井加入区	平成二十年十一月二十八日から同年十二月十二日まで	山口県漁業協同組合

山口県告示第五百六十一号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十三年山口県告示第五百五十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

三十四 山口県山口中南沿岸秋穂漁港海岸に関する部分を次のように改める。

三十四 (一) 海岸の名称

山口県山口中南沿岸秋穂漁港海岸秋穂地区海岸

(二) 指定区域

基点三六、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五の各点を順次結んだ線及び基点三五、補助点三五の一、六の一、四の一、基点三六の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点

一 山口市秋穂西字南横浜三三四番地の一地先の標^{びょう}の位置(北緯三四度〇〇分五五・〇八八〇秒東経一三一度二四分五五・八八四九秒)

- 二 基点一から七五度三七分三九秒二七五メートルの点
三 基点二から八八度五二分五七秒二五九メートルの点
四 基点三から九一度三九分二六秒二〇六メートルの点
五 基点四から一〇三度五八分〇一秒二六八メートルの点
六 基点五から一二二度四一分〇三秒一八一メートルの点
七 基点六から一三二度〇〇分一七秒一四三メートルの点
八 基点七から一五一度一九分二一秒一四一メートルの点
九 基点八から一四七度二一分〇七秒一〇七メートルの点
一〇 基点九から一三八度一七分三四秒四六メートルの点
一一 基点一〇から一三七度三九分一秒五七メートルの点
一二 基点一一から一一度一五分五六秒六五メートルの点
一三 基点一二から一八二度五四分三三秒二六メートルの点
一四 基点一三から二四〇度一分五三秒一三三メートルの点
一五 基点一四から二四九度二七分〇二秒一一一メートルの点

- 一六 基点一五から六七度〇〇分三九秒一三四メートルの点
一七 基点一六から一六一度〇六分三七秒六八メートルの点
一八 基点一七から二三四度一分四〇秒八秒一〇〇メートルの点
一九 基点一八から一四六度四分三九秒二二メートルの点
二〇 基点一九から六四度一分四七秒八八メートルの点
二一 基点二〇から一七五度四一分〇三秒八二メートルの点
二二 基点二一から二四五度〇九分二五秒七七メートルの点
二三 基点二二から一五五度一三分〇九秒五〇メートルの点
二四 基点二三から六八度五八分〇八秒八七メートルの点
二五 基点二四から一五三度二五分四一秒二六メートルの点
二六 基点二五から二四九度二分三一秒六一メートルの点
二七 基点二六から一二一度五三分五六秒四八メートルの点
二八 基点二七から一五一度〇六分五一秒一三五メートルの点
二九 基点二八から一七〇度三分四七秒一八二メートルの点
三〇 基点二九から一八三度四一分三七秒九八メートルの点
三一 基点三〇から二七五度五〇分四九秒三三メートルの点
三二 基点三一から三度〇八分〇三秒一五六メートルの点
三三 基点三二から三三一度四分一五秒八二メートルの点
三四 基点三三から三〇三度二六分二一秒八一メートルの点
三五 基点三四から三〇五度五五分四三秒二六メートルの点
三六 基点三五から三〇三度二七分〇〇秒一、七四四メートルの点
補助点
四〇の一 基点四から一九一度二三分四二秒六八メートルの点
六〇の一 基点六から二一九度二二分〇二秒六九メートルの点
三五の一 基点三五から二七〇度四七分〇九秒六六メートルの点
注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。
2 方位は、真方位とする。
三十四 山口県山口中南沿岸秋穂漁港海岸に関する部分の次に次のように加える。
三十四の二 (一) 海岸の名称
山口県山口中南沿岸秋穂漁港海岸尻川地区海岸
(二) 指定区域

基点六、七、八、一、二、三、四、五の各点を順次結んだ線及び基点五、補助点五の一、四の一、二の一、六の一、基点六の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 点の位置

基点

- 一 山口市秋穂東字尻川四九六〇番地の二の標^{びょう}の位置(北緯三度五九分二七・七六二四秒東經一三二度二五分五六・六九五六秒)
- 二 基点一から一二度一八分〇一秒二九メートルの点
- 三 基点二から二〇度〇二分〇七秒二四二メートルの点
- 四 基点三から二〇三度三三分四八秒四二メートルの点
- 五 基点四から一五七度〇三分四五秒二四メートルの点
- 六 基点五から二九五度一四分五八秒八五〇メートルの点
- 七 基点六から三〇度四二分二六秒七五メートルの点
- 八 基点七から七四度二九分二秒九五メートルの点

補助点

- 二の一 基点二から一七〇度三三分四九秒二四九メートルの点
- 四の一 基点四から二三五度四二分二秒一〇一メートルの点
- 五の一 基点五から二六七度二七分一〇秒九八メートルの点
- 六の一 基点六から一八三度二二分一四秒二一八メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

三十四の三

(一) 海岸の名称

山口県山口中南沿岸秋穂漁港海岸中道地区海岸

(二) 指定区域

基点一、一、二、一三、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇の各点を順次結んだ線及び基点一〇、補助点一〇の一、七の一、六の一、四の一、二の一、一の一、一の一、基点一一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

一 山口市秋穂東字南筥倉一三三九番地地先の標^{びょう}の位置(北緯三度五九分二四・四九四八秒東經一三二度二六分二八・九六二七秒)

- 二 基点一から一八度一二分三三秒二六〇メートルの点
- 三 基点二から四六度三七分五〇秒三九七メートルの点
- 四 基点三から六〇度四八分〇九秒三四一メートルの点
- 五 基点四から九四度四九分一七秒三四四メートルの点
- 六 基点五から一一三度三二分四二秒一四六メートルの点
- 七 基点六から一四〇度〇四分四七秒三三二メートルの点
- 八 基点七から一七九度五五分二〇秒一六〇メートルの点
- 九 基点八から一四二度五九分四一秒四五メートルの点
- 一〇 基点九から一七九度〇七分五六秒一八五メートルの点
- 一一 基点一〇から二五九度〇九分二秒一、四四四メートルの点
- 一二 基点一一から三五二度五五分四秒一六メートルの点
- 一三 基点一二から三〇度三四分二九秒五五メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から九一度〇五分一八秒六五メートルの点
- 二の一 基点二から一三〇度三四分二九秒八二メートルの点
- 四の一 基点四から一七四度二三分一三秒一〇二メートルの点
- 六の一 基点六から二四三度一八分二九秒一〇一メートルの点
- 七の一 基点七から二八五度四〇分一九秒一〇一メートルの点
- 一〇の一 基点一〇から二九七度四二分四〇秒七二メートルの点
- 一一の一 基点一一から五六度三四分四六秒七一メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

三十四の四

(一) 海岸の名称

山口県山口中南沿岸青江港海岸青江地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五の各点を順次結んだ線及び基点五と基点一を結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

一 山口市秋穂東字青江一番三三八番地の六の標^{びょう}の位置(北緯三四度〇〇分二二・二六三九秒東経一三二度二七分二七・三二四五秒)

二 基点一から一三度〇八分五九秒七五メートルの点

三 基点二から二六度一七分五四秒五一三メートルの点

四 基点三から三三度一五分四五秒一〇〇メートルの点

五 基点四から四四度五八分三一秒四三四メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

三十四の五

(一) 海岸の名称

山口県山南沿岸秋穂漁港海岸大海地区海岸

(二) 指定区域

基点七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、一、二、三、四、五、六の各点を順次結んだ線及び基点六、補助点六の一、四の一、二の一、二七の一、一九の一、一八の一、一一の一、一一の一、一〇の一、九の一、基点七の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

一 山口市秋穂東字久保一 一五七番地の一の標^{びょう}の位置(北緯三四度〇一分四一・〇〇五七秒東経一三二度二七分四九・〇四一九秒)

二 基点一から二五度四五分一五秒六〇九メートルの点

三 基点二から四〇度一五分二五秒三八六メートルの点

四 基点三から五五度〇五分二三秒三三四メートルの点

五 基点四から六一度二九分二六秒二五八メートルの点

六 基点五から五四度〇六分二一秒一八九メートルの点

七 基点六から一七一度四三分二〇秒二、三四七メートルの点

八 基点七から二二度二二分二八秒一四六メートルの点

九 基点八から二八三度二六分一八秒二三九メートルの点

一〇 基点九から三三九度五二分五四秒二四〇メートルの点

一一 基点一〇から二八四度五八分五〇秒一七四メートルの点

一二 基点一一から二二一度五〇分一四秒一七八メートルの点

一三 基点一二から二六二度四分三〇秒一四九メートルの点

一四 基点一三から二六〇度四分四八秒九二メートルの点

一五 基点一四から二八一度五〇分四五秒一八一メートルの点

一六 基点一五から三五六度五九分二六秒四〇メートルの点

一七 基点一六から七九度五九分三一秒一六六メートルの点

一八 基点一七から八二度四六分〇三秒四五メートルの点

一九 基点一八から三四五度三五分一九秒七〇四メートルの点

二〇 基点一九から二六七度一九分四三秒一八三メートルの点

二一 基点二〇から〇度四七分四五秒五九メートルの点

二二 基点二一から八一度二二分〇八秒六一メートルの点

二三 基点二二から三五一度二五分五六秒四三メートルの点

二四 基点二三から三〇八度五九分一四秒一三メートルの点

二五 基点二四から三五八度二六分二九秒一八メートルの点

二六 基点二五から一八度四八分二四秒一八メートルの点

二七 基点二六から三三三度一分四九秒一五五メートルの点

二八 基点二七から三三四度三分四〇秒五七メートルの点

二九 基点二八から二七〇度〇二分〇四秒六〇メートルの点

三〇 基点二九から二度三八分三一秒六三メートルの点

補助点

二の一 基点二から一三〇度三四分一二秒一四一メートルの点

四の一 基点四から一五三度四三分四二秒八五メートルの点

六の一 基点六から一六四度一六分四〇秒一六二メートルの点

九の一 基点九から四七度一三分四一秒一〇八メートルの点

一〇の一 基点一〇から二〇度二四分五七秒六〇メートルの点

一一の一 基点一一から三三三度三八分一〇秒一五一メートルの点

一二の一 基点一二から三二六度二二分三二秒九九メートルの点

一八の一 基点一八から五三度二二分五三秒九四メートルの点

一九の一 基点一九から四八度〇五分二九秒八八メートルの点

二七の一 基点二七から六四度〇五分三三秒九七メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する

法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

山口県告示第五百六十二号

海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域に関する告示(昭和五十一年山口県告示第三百七十一号の二)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

表山口県山口南沿岸の項中

富海漁 区富海地	富海漁 区富海地	秋穂漁 区秋穂地	秋穂漁 区秋穂地	秋穂漁 区秋穂地	中道漁 区中道地	大海漁 区大海地
昭和三十二年山口県告示第五百五十二号により指定された山口県山口南沿岸富海漁港富海地区海岸保全区域のうち富海漁港の区域に接する区域	昭和三十二年山口県告示第五百五十二号により指定された山口県山口南沿岸富海漁港富海地区海岸保全区域のうち富海漁港の区域に接する区域	昭和三十二年山口県告示第五百五十二号により指定された山口県山口南沿岸秋穂漁港秋穂地区海岸保全区域のうち秋穂漁港の区域に接する区域	昭和三十二年山口県告示第五百五十二号により指定された山口県山口南沿岸秋穂漁港秋穂地区海岸保全区域のうち秋穂漁港の区域に接する区域	昭和三十二年山口県告示第五百五十二号により指定された山口県山口南沿岸秋穂漁港秋穂地区海岸保全区域のうち秋穂漁港の区域に接する区域	昭和三十二年山口県告示第五百五十二号により指定された山口県山口南沿岸中道漁港中道地区海岸保全区域のうち中道漁港の区域に接する区域	昭和三十二年山口県告示第五百五十二号により指定された山口県山口南沿岸大海漁港大海地区海岸保全区域のうち大海漁港の区域に接する区域
防府市長	防府市長	山口市長	山口市長	山口市長	山口市長	山口市長

を

に改める。

山口県告示第五百六十三号

建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号)の一部を次のように改正し、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

二の(二)の(1)のク中「財団法人地球環境戦略研究持続性センター」を「財団法人地球環境戦略研究機関(平成九年四月二十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)(持続性センター)に改め、二の(二)の(1)のシ中「社団法人全国土木施工管理技士会連合会」の下に「(平成四年二月二十七日に社団法人全国土木施工管理技士会連合会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)(」を加え、二の(二)の(1)のヌ中「社団法人日本建築士会連合会」の下に「(昭和三十四年二月十六日に社団法人日本建築士会連合会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)(」を加える。

山口県告示第五百六十四号

建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第五百五十六号)の一部を次のように改正し、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

二の(一)の(2)の工中「財団法人地球環境戦略研究持続性センター」を「財団法人地球環境戦略研究機関(平成九年四月二十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)(持続性センター)に改める。

山口県告示第五百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十年十一月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
路線名 光柳井線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
熊毛郡田布施町大字麻郷奥字杉田五五七の三地从先から	旧	最狭 一四・九五	一、四六五・〇	
同郡同町大字下田布施字熊王三八四の六地从先まで	旧	最狭 二六・二八	九四・五	道路改良工事の完了による。
熊毛郡田布施町大字麻郷奥字杉田五五七の三地从先から	新	最狭 四・五		
同郡同町大字同字五五二の二地从先まで	新	最狭 一・七〇		
及び熊毛郡田布施町大字麻郷奥字杉田五五二の二地从先から	新	最狭 一・七〇		
同郡同町大字下田布施字熊王三八四の六地从先まで	新	最狭 三六・六		ダブルウェイ

道路の種類 県道
路線名 平生港田布施線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
熊毛郡田布施町大字麻郷奥字久止礼五七〇の二地从先から	旧	最狭 一三・〇七	二二〇・五	
同郡同町大字字杉田五五二の二地从先まで	新	最狭 二二・三九	二二一・四	

道路の種類 県道
路線名 美祢菊川線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市菊川町大字下岡枝字真孤一一二七の二地从先から	旧	最狭 一七三・〇八	八七五・九	
同市菊川町大字上岡枝字井手口七七七の二地从先まで	新	最狭 三五九・九七	六五一・二	道路改良工事の完了による。

山口県告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十一月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
光柳井線	熊毛郡田布施町大字麻郷奥字杉田五五七の三地从先から同郡同町大字麻郷奥字水久保一一六五の二地从先まで	平成二十年十一月二十九日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
美祢菊川線	下関市菊川町大字下岡枝字真孤一一二七の二地从先から同市菊川町大字上岡枝字井手口七七七の二地从先まで	平成二十年十二月一日

山口県告示第五百六十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 河川の名称
島田川水系東川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成二十年十一月二十八日
- 三 廃川敷地等の位置
岩国市周東町下久原字東兼房二五〇番三地先
" " " " 二五〇番三と同字四八〇番一との間に存する道路地先
" " " " 四八〇番一地先
" " " " 二五二〇番二に沿接する道路地先
" " " " 二五二〇番二地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 八五・一一平方メートル



(四五二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十一年一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人岩国パソコンの会
代表者の氏名 南部 博彦

主たる事務所の所在地 岩国市平田六丁目三七番二号

(四五二) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。)第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 試験の日時
平成二十一年二月十三日(金曜日)午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
山口市吉田一六七七番地の一
山口大学共通教育本館
- 三 受験資格
法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 四 受験願書の受付期間
平成二十一年一月五日(月曜日)から同月十三日(火曜日)まで(郵送の場合は、一月十三日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 五 受験願書の提出先
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)
山口県健康福祉部医務保険課
- 六 提出書類等
(一) 受験願書
(二) 受験資格証明書
(三) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)
- 七 受験手数料
六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 合格者の発表等
(一) 合格者の発表は、平成二十一年三月十一日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医務保険課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

- (一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医務保険課にすること。
- (二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医務保険課(電話〇八三一九三三―二九二八)にすること。

(四五三) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十年十一月二十八日

医療機関名称	所在地	療養の種類	指定年月日
山口県知事	二井 関 成		
独立行政法人国立病院機構柳井病院	柳井市伊保庄九五	更生医療	平成二〇、七、一
新下薬局藤曲店	宇部市東藤曲二丁目五番一―三号	育成医療及び更生医療	四、四、
グローバル薬局	二の二 大字妻崎開作五〇		五、五、
ハート薬局	七の二 大字東岐波五四六		九、九、
ピオス薬局平川店	山口市平井一四三九の一		四、四、
ピオス薬局吉敷店	吉敷三九七四の三		九、九、
花咲薬局	大内矢田三〇の六		七、七、
えびす薬局	防府市八王子一丁目七番四号		四、四、
ゆうぎ薬局	下松市青柳一丁目三番一		九、九、
ひまわり薬局下松店	望町五丁目四番八		七、七、
あおい薬局	七の二 大字西豊井一三一		五、五、
ひかる薬局周東店	岩国市周東町下久原一四一〇の二		九、九、

横町薬局	由宇町中央一丁目一〇番一六号		七、七、
ファミリー薬局	南岩国町三丁目一七番一五号		九、九、
かなえ薬局	光市島田六丁目一三番二七号		五、五、
ひとまる薬局	長門市油谷新別名九九六の七		七、七、
ドレミ薬局	柳井市南町七丁目一番八号		五、五、
オリーブ薬局呼坂店	周南市大字呼坂一の六		四、四、
あい薬局徳山店	河東町八番三号		五、五、
つくし薬局	山陽小野田市大字鴨庄一の一三		五、五、

(四五四) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年十一月二十八日から平成二十一年三月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月二十八日

名称	所在地	名称	住所	代表者の氏名
一 大規模小売店舗の名称及び所在地		山口県知事	二井 関 成	
名称 (仮称) マックスバリュ下関宮田町店	所在地 下関市宮田町一丁目八の一			
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名				
名称	住所	住所	代表者の氏名	
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名				
名称	住所	住所	代表者の氏名	
氏名又は名称	住所	住所	代表者の氏名	
マックスバリュ西日本株 株式会社	兵庫県姫路市北条口四丁目四	藤本 昭		
氏名又は名称	住所	住所	代表者の氏名	
氏名又は名称	住所	住所	代表者の氏名	
氏名又は名称	住所	住所	代表者の氏名	

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年七月十四日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六〇四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

六三台

(二) 駐輪場の収容台数

二二台

(三) 荷さばき施設の面積

六三平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二三立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称

マックスバリュ西日本株式会社

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十一年十一月十三日

(四五五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年七月四日山口県公告(二七九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年十一月二十八日から平成二十一年一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス新下関店

所在地 下関市大字伊倉新下関西土地区画整理事業地内三五街区二三号

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求め。

(四五六) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所

周東祖生土地改良区 理事 坂本 誠 岩国市玖珂町六一一九の三

(四五七) 県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十一年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成二十一年十一月十七日

二 換地処分の内容

県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業換地計画書に記載された換地計画のとおり

(四五八) 公共測量の実施の終了
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類
公共測量(出来形確認測量)
- 二 作業の地域
周南市大字呼坂、大字安田及び大字原
- 三 作業の期間
平成二十年五月三十日から同年十一月十一日まで



山口県公安委員会告示第五十七号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第五条の

三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

平成二十年十一月二十八日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
 - (一) 初心者講習会
法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
 - (二) 経験者講習会
法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者
- 二 講習会開催の日時及び場所
 - (一) 初心者講習会

開催の日時	開催の場所
平成二〇、二〇一九 午前一〇時	

平成二〇、二〇一九 四、一六 六、一八 八、二〇 一〇、二五 一二、二七	山口県警察本部
---	---------

平成二〇、二〇一九 二、二六 三、〇 四、二二 六、一 八、六 一〇、八 一二、一〇	山口県岩国西警察署
---	-----------

平成二〇、二〇一九 一、二九 二、二六 三、〇 四、二二 五、二八 六、二五 七、二三 八、二七 九、二四 一〇、二三 一一、二二 一二、二六	山口県警察本部
---	---------

平成二〇、二〇一九 一、二三 二、二〇 三、一七 四、一四 五、一一 六、〇八 七、〇五 八、〇二 九、〇〇	山口県長府警察署
---	----------

”

—

〇

”

—

—

平成
二十年
十一月
二十八日
印刷
發行

發行
行人所

山口
県知
事庁

定價一箇月
金二千七百円（送料共）